

別紙 4

(仮称) 中之島地区プロムナード管理協定書 (案)

神戸市 (以下「甲」という。) と〇〇〇〇 (以下「乙」という。) とは、(中之島地区) プロムナードの維持管理等に関し、次のとおり管理協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、乙が整備するプロムナードの維持管理について、必要な事柄を定めてプロムナードの良好な維持管理を図るものとする。

(管理協定の対象区域)

第2条 管理協定の対象区域は、別紙図面のとおりとする。

(占用許可)

第3条 前条に定める区域のうち、護岸敷 (兵庫区中之島2丁目1-4) の占用については、海岸法 (昭和31年5月12日法律第101号) 第7条の規定に基づき、甲の許可を得なければならない。

(用途指定)

第4条 乙は、協定区域についてプロムナード用地として使用するものとする。

2 乙は、前項のプロムナード施設を改造変更等する場合は、予め、甲の承認を得るものとする。

(協定期間)

第5条 協定期間は協定締結の日から前条第1項に定める用途を廃止する日までとする。

(原状回復)

第6条 前条の用途を廃止するときは、乙は、護岸敷について原状に復さなければならない。

(乙の協力)

第7条 甲が、護岸の維持管理、補修等のためにプロムナードを使用するときは、乙はこれを承諾し、協力しなければならない。

(処分等の制限)

第8条 乙は、乙の所有する物件を譲渡するときは、事前に甲に通知するものとする。

2 乙は、第三者に所有する物件を譲渡する場合は、第三者にこの協定を承継させなければならない。

(善管注意義務)

第9条 乙は、対象区域を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(日常管理)

第10条 乙は、対象区域のうち護岸敷の清掃及び補修等維持管理について、乙の費用をもって行うものとする。

(疑義の解決)

第11条 この契約に関し、疑義のある時または定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この管理協定を証するため、協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸港海岸管理者
神戸港港湾管理者の長
神戸市長 矢田 立郎

乙